

## 上下分離方式導入に係る上物事業者（一般財団法人）の設立について

### 概要

- 交通局では、令和7年（2025年）4月の上下分離方式導入を目指しており、そのためには、運送業務を担う上物事業者（一般財団法人）を設立しておくことが要件であることから、令和6年1月に法人を設立し、受け入れ体制の整備等を進めていく
- 今後、上物事業者（一般財団法人）に関する以下の事項を検討するにあたり、基本的な考え方を本委員会にて報告するもの
  - ① 設立手続き・スケジュール（令和5年度）
  - ② 出捐金
  - ③ 運営体制（理事・評議員等）
- なお、新たに設立する法人が、軌道法上の特許を受けた軌道事業者となるためには、軌道運送高度化実施計画（以下、高度化計画）を国へ申請し認定される必要があることから、現在素案を作成中
- 上物事業者（一般財団法人）の設立及び高度化計画の策定については、適宜議会に報告し、庁内関係部署と連携しながら作業を進めていく

### ① 設立手続き・スケジュール（令和5年度）

	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
法人設立	法定手続き	<ul style="list-style-type: none"> <li>・定款作成</li> <li>・評議員・理事・監事の選定</li> <li>・出捐金の検討</li> </ul>						<ul style="list-style-type: none"> <li>● 出捐金補正予算議決</li> <li>● 理事会・評議員会の開催</li> <li>● 法務局に設立の登記申請</li> <li>● 法定届出（税務署、県税事務所、市税務課）</li> </ul>			
		その他作業等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・R5 予算書、事業計画書の作成</li> <li>・財務システム、給与システム等の構築</li> <li>・雇用者処遇の決定（給料表・サービスなど）</li> </ul>						<ul style="list-style-type: none"> <li>・R6 予算書、事業計画書の作成</li> <li>・事務所、事務用品の調達、契約等</li> </ul>		
高度化計画	高度化計画の策定作業・国との協議		● 高度化計画骨子の完成		● 高度化計画素案の完成		● 高度化計画の申請				
その他	● 軌道整備事業の実施に関する議決（高度化計画の承認）							● 道路管理者への意見照会に対する回答の議決 ●			
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・上下間の協定書の作成（使用料・責任分担等）</li> <li>・法人職員募集の準備</li> </ul>										

## ② 出捐金（※）

- 法律上、一般財団法人は目的である事業を行うため、300万円以上の基本財産が必要であり、その基本財産を出捐金で賄う
- その他、以下の経費を出捐金で賄う
  - (1)初期投資に必要な額（事務用品（PC等）購入費など）
  - (2)基本的に上下分離開始まで収入がないことから、その期間の運転資金にかかる経費（理事・職員等人件費、システム利用料等）

（※）出捐金…地方公共団体等が、一般財団法人の基本財産、その他経費に対して拠出する資金等のこと。出資金（民間企業等へ投資する資金）に類似するが、出捐金には配当がないなど、寄付的側面が強い

## ③ 運営体制（理事・評議員等）

- 法律上、設立時に理事3名、評議員3名、監事1名以上が必要
- 法人の業務執行機関である理事は、公益性を確保するため、行政関係職員や他の交通事業者、関係団体等、さらなる安心・安全かつ効率的な運行に向け適した人材を登用する
- 理事による業務執行の監視・評価機関である評議員は、各専門的立場や利用者目線で法人の活動をチェックできるよう、有識者や関係団体等から幅広く登用する